

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレートガバナンスを重要経営課題の一つと位置づけ、的確な情報収集、意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図っています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまから継続的に信頼をいただくために、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制システムを整備し、各機関・各部門が相互に連携することでコーポレートガバナンスの充実に努め、社会の信頼に応える経営環境を構築していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、かつ任意の独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補者の選定や取締役報酬を審議する取締役会の開催前に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、議案の説明及び意見交換等を行い、それらを踏まえた上で、取締役会において十分に審議し決議しています。

今後、取締役候補者の選定や取締役報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任をさらに強化するために、任意の諮問委員会の設置・活用を検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業戦略、事業上の取引関係などを総合的に考慮し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策的に株式を保有することとしています。これらの政策保有株式につきましては、代表取締役、管理部門管理役員、経理部長及び経営企画部長等で構成する金融資産運用委員会において、保有目的や保有に伴う便益・リスク等が適切かどうかを毎年検証し、その結果を取締役に報告しています。なお、取締役会において保有の合理性が認められないと判断した場合は、当該株式を売却していく方針です。

政策保有株式の議決権行使につきましては、その議案が中長期的な企業価値の向上という上記保有方針に適合するかどうかという観点に加え、投資先企業の株主価値の向上に資するかどうかを精査したうえで決定することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引を行う場合は、会社法及び社内規定に従い、当該取引が当社と株主の皆さまとの共同の利益を害することがないよう、取締役会で十分な審議を行い、事前承認を得た上で実施することとしています。また、特に重要な取引に関しては、取引終了後、速やかに取締役会においてその結果を報告しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金資産の運用を運用受託機関に一任し、その健全な運営を確保することを目的として、代表取締役、管理部門管理役員、人事部長、経理部長及び経営企画部長等で構成する年金資産運用委員会を設置しています。本委員会では、運用受託機関の決定、資産構成割合等を審議するほか、運用受託機関に対するモニタリングなどの機能を十分に発揮できるよう、企業年金に関する専門知識及び経験を有する事務局員を配置するとともに、当該人材の育成・確保にも取り組んでいます。また、企業年金加入者の利益を最優先にする方針を定め、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないよう徹底しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「独創 公正 夢と情熱」をモットーとして独創的で高品質な医薬品等を開発し、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献することを目指しています。この方針のもと、糖質科学に焦点を絞った研究開発を推進し、その成果であるヒアルロン酸製剤等の医薬品や医療機器の製造・販売を通じて、着実に実績を積み重ねることで、国内外の医療に貢献していきます。

詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトの「経営理念」をご参照ください。

<http://www.seikagaku.co.jp/corporate/idea.html>

また、2009年3月に策定した「生化学工業10年ビジョン」のもと、糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する「グローバル・カテゴリー・ファーマ」を目指しており、ビジョンの達成に向けた中期経営計画に取り組んでいます。

詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトの「中期経営計画」をご参照ください。

<http://ir.seikagaku.co.jp/ja/management/midtermplan.html>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1.1 基本的な考え方」に記載のとおりです。当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ実践・検討するとともに、定められたルールに則り適切な開示を行います。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬を決定するに当たっての方針

役員の報酬等については、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高め、当社の持続的な業績向上に資することを基本方針としています。報酬等の決定に当たっては、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮することとし、定額報酬を基本としつつ、社外を除く取締役については、前年度の当期純利益に役員別係数を乗じて算出した金額を報酬の一部とする業績連動報酬制度を導入しています。

また、全役員が報酬から役位別に一定額を拠出し、役員持株会を通じて当社株式を毎月継続的に購入し、取得株式を原則として在任期間中保有するものとしています。このように、全役員の報酬の一部を株価連動型報酬とすることにより、報酬と株主利益との連動性を向上させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に資する報酬体系としています。

なお、今後、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する健全なインセンティブとしての機能をさらに高めるために、報酬制度の見直しを検討してまいります。

・報酬を決定するに当たっての手続

個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会でご承認いただいた報酬額の限度内において社長が報酬案を作成し、取締役会において決定しています。取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第61回定時株主総会において、年額4億円以内(うち社外取締役分は5千万円以内)と決議しています。

また、報酬を審議する取締役会の開催前に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、議案の説明及び意見交換等を行い、それらを踏まえた上で、取締役会において十分に審議し決議しています。

なお、今後、報酬決定手続の客観性・透明性をさらに高めるために、任意の諮問委員会の設置・活用を検討してまいります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役候補者

取締役候補者につきましては、事業環境の変化等に迅速かつ適切に対応し得る能力を備え、株主の皆さまからの経営委任に対する義務と責務を果たせる適任者を選定しています。また、社外取締役候補者につきましては、その専門知識や企業経営等に関する識見に基づき、株主共同利益の観点を含む客観的立場から経営を適切に監督し得る適任者を選定しています。いずれの取締役候補者につきましても、その能力、実績、人格及び識見を考慮したうえで社長が人事案を作成し、取締役会の決議を経て株主総会に付議しています。

また、取締役候補者の人事を審議する取締役会の開催前に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、議案の説明及び意見交換等を行い、それらを踏まえた上で、取締役会において十分に審議し決議しています。

・監査役候補者

監査役候補者につきましては、財務・会計・法務に関する知見を有している者を含めて、その職歴や経験等を通じて、事業の実務及び環境に関する知識を有し、監査役会の機能を高め、取締役の職務の執行を適切に監査し得る適任者を選定しています。また、社外監査役候補者につきましては、財務・会計・法務に関する知見を有している者を含めて、その専門知識や企業経営等に関する識見に基づき、株主共同利益の観点を含む客観的立場から取締役の職務の執行を適切に監査し得る適任者を選定しています。いずれの監査役候補者につきましても、その能力、実績、人格及び識見を考慮したうえで社長が監査役会の同意のもと人事案を作成し、取締役会の決議を経て株主総会に付議しています。

また、監査役候補者の人事を審議する取締役会の開催前に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、議案の説明及び意見交換等を行い、それらを踏まえた上で、取締役会において十分に審議し決議しています。

・取締役の解任

取締役として、その職務遂行等において不正または重大な法令・規則違反があった場合、またはその選任要件に照らして適格性を欠くに至った場合には、取締役会は解任案を決議し、株主総会に付議することとしています。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の選任並びに取締役の解任についての理由等は、株主総会招集通知に記載し、開示することとしています。

・取締役候補者

取締役候補者各々の略歴及び選任の理由等につきましては、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

第72回定時株主総会招集ご通知6ページから12ページ

<http://ir.seikagaku.co.jp/ja/stock/meeting.html>

・監査役候補者

監査役候補者各々の略歴及び選任の理由等につきましては、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

第69回定時株主総会招集ご通知10ページから13ページ

第70回定時株主総会招集ご通知11ページ

第72回定時株主総会招集ご通知13ページ

<http://ir.seikagaku.co.jp/ja/stock/meeting.html>

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会においては、経営の基本方針、中期経営計画や単年度事業計画の策定、業務執行取締役の選定など、法令、定款及び取締役会規程で定められた重要事項の意思決定と業務執行の監督を行い、常勤取締役及び執行役員が出席する経営会議においては、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。それぞれの権限の具体的な範囲については、取締役会規程、経営会議規定及び職務権限規定に定めています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性基準として、以下の項目のいずれにも該当しないことと定めています。

A. 当社グループの業務執行者

B. 直前事業年度における当社グループへの製品もしくはサービスの提供額が、当該会社等の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者

C. 直前事業年度における当社グループからの製品もしくはサービスの提供額が、当社の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者

D. 直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が当該団体の年間収入の2%以上の団体に所属する者)

E. 直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者

F. 直前事業年度末において、当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者

G. 過去3年間に、上記(A)から(F)までのいずれかに該当していた者

H. 上記(A)から(G)までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族または同居親族

I. その他当社グループとの間に重要な利害関係があると判断される者またはその業務執行者

なお、独立社外取締役候補者の選定については、原則3-1(iv)に記載した方針に基づき実施しています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の構成に関する考え方】

当社では、取締役会全体の機能を高めるために、事業環境や経営戦略を念頭におき、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮した最適な体制を整えることを基本としています。取締役候補者の選定方針・手続等につきましては原則3-1(iv)・(v)でご説明したとおりです。

なお、現在、当社の取締役会は6名で構成しており、その内訳は取締役4名、独立社外取締役2名で、独立社外取締役比率は3分の1となっています。また、取締役会には常勤監査役2名(うち1名は財務・会計に関する十分な知見を有する者)、独立社外監査役3名(財務・会計または法務に関

する十分な知見を有する者)が出席しています。さらに、女性の独立社外取締役及び独立社外監査役をそれぞれ1名ずつ選任しているほか、グローバルでの事業展開を見据え、海外におけるビジネス経験など国際感覚に長けた取締役及び監査役を合計7名選任しています。以上により、現状の構成は多様性に富んでおり、当社の業容及び規模から見て適正な体制であると考えています。今後も実効性向上を目的として、体制整備を継続的に検討していきます。

【補充原則4-11-2 役員の兼職】

当社では取締役、監査役が当社以外の他の会社等の役職に就く場合は、取締役会における承認を要する旨を取締役会規程で定めており、それぞれの重要な兼職状況を管理しています。なお、当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、以下の当社ウェブサイトの第72回定時株主総会招集ご通知27ページを、また2018年3月期における、社外取締役及び社外監査役の取締役会及び監査役会出席状況については、同29ページをご参照ください。
<http://ir.seikagaku.co.jp/ja/stock/meeting.html>

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社では、社外取締役及び社外監査役で構成する社外役員会において、事前アンケート調査の内容をもとに取締役会の実効性を分析・評価し、その結果及び改善点を取締役会に報告しています。2018年3月期における評価につきましては、活発に議論が行われるなど重要事項の決定及び業務執行の監督が適切に機能し、取締役会の実効性は十分に確保されており、また、関連資料や情報提供機会の充実などについて、前期よりも改善が見られたという評価となりました。具体的には、審議の活性化に資するために、社外役員に対し、必要に応じて議案等に関する事前説明や経営課題等を共有するための機会を充実させたほか、原則として会日の3日前までに資料を配布し、検討時間を確保しています。なお、議案付議事由の明確化及び進行案件に関する情報提供などが課題として挙げられたことから、今後、改善を図ることとしています。

【補充原則4-14-2 役員のトレーニング方針】

社内の取締役、監査役は、その期待される役割・責務を十分に果たすために、就任時に取締役または監査役に関する研修プログラムを受講するほか、就任後においても、必要な知識の習得や、適切な研鑽に努めることができるよう年間予算を確保し、外部研修・セミナーに参加しています。また、社内研修として、内部統制やコンプライアンスに関する研修などを随時実施し、最新の知識・情報を習得するよう努めています。社外取締役及び社外監査役につきましては、就任時に当社グループの歴史、経営理念、事業概要、経営戦略・課題、財務状況及び製薬業界を取り巻く情報を習得するための機会を設けているほか、当社の経営課題や外部環境に関する認識を随時共有するため、社長、担当役員や各部署長等との間で開催される各会合に随時出席しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を重視しており、以下の取り組みを行っています。

(1)IR体制

当社では、管理部門管掌役員を統括責任者とし、総務部にIR担当者を置いています。IR担当者は、経理部、研究開発本部、事業推進本部などの関連部門と随時かつ定期的にミーティングを行い、情報の共有・収集に努めることで、適切かつ公正な開示を可能とする体制を整備しています。

(2)対話の方法

面談等の対話要請を受けた場合には、その目的に合わせた適切な担当者が前向きかつ迅速に対応することを基本としています。その他、機関投資家、証券アナリスト、報道機関向けの決算説明会を年に2回開催するとともに、米国や欧州を訪問する海外IRも適宜実施しています。また、個人投資家向けの外部カンファレンスへの出展や、証券会社の支店における説明会を実施することにより、個人投資家の皆さまと広く直接対話する機会を設けているほか、当社ウェブサイトの専用ページを充実させ、より分かりやすい情報提供に努めています。

(3)社内へのフィードバック

株主・投資家の皆さまとの対話内容や意見・要望につきましては、適宜取締役会、経営会議で報告しているほか、IR担当が四半期毎にIR活動報告書を取締役及び関連部署長に提出することで、社内共有する体制を整えています。

(4)インサイダー情報の管理

当社では、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、また、当社の内部者取引防止規定及びディスクロージャーポリシーの定めにより、インサイダー情報及び開示情報の管理を徹底しています。その他、決算発表準備期間中における情報漏えいを防止するために、四半期毎の決算発表日前の一定期間(原則として4週間)を業績やそれに付随する情報に関する問い合わせへの対応を控える沈黙期間としています。

ディスクロージャーポリシーにつきましては、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://ir.seikagaku.co.jp/ja/disclosurepolicy.html>

(5)株主構成の把握

原則として年に2回、株主構成を把握するための調査・分析を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新薬株式会社	7,843,460	13.81
株式会社開生社	7,293,000	12.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,919,100	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,041,700	3.59
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,973,250	3.47
株式会社三菱UFJ銀行	1,536,729	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,256,200	2.21
科研製薬株式会社	1,207,147	2.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,071,200	1.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON(INTERNATIONAL)LIMITED 131800(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	972,700	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片山 英二	弁護士											
林 いづみ	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役と監査部の連携状況については、2018年3月期に17回の会議を実施し、社内各部門の内部統制に関する監査結果を聴取するとともに、監査部の監査計画、監査実施状況について情報共有し、意見交換を行いました。また、随時連絡を取ることで、意思疎通を図っています。

監査役と会計監査人の連携状況については、2018年3月期に12回の情報交換を実施し、会計監査人の年間監査計画及び会計監査の結果等について聴取し、意見交換を行いました。

監査部と会計監査人の連携状況については、2018年3月期に1回の会議を実施し、財務報告の信頼性確保のための内部統制に関する監査計画及び監査方法について情報共有し、意見交換を行いました。

また、監査部及び会計監査人と連携している常勤監査役が、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、内部統制が適切になされる体制を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

[illegible]

柴田 義人	弁護士														
藤本 美枝	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 信博	○	——	同氏は、公認会計士として企業会計に精通しているほか、企業経営に関する十分な識見を有しており、監査役会において専門的立場から情報の収集に努め、意見を表明することで当会の運営を担っています。また、東京証券取引所において定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的立場から取締役の職務の執行を適切に監査することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
柴田 義人	○	——	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営に関する十分な識見を有しており、監査役会において専門的立場から情報の収集に努め、意見を表明することで当会の運営を担っています。また、東京証券取引所において定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的立場から取締役の職務の執行を適切に監査することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
藤本 美枝	○	——	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営に関する十分な識見を有しており、監査役会において専門的立場から情報の収集に努め、意見を表明することで当会の運営を担っています。また、東京証券取引所において定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的立場から取締役の職務の執行を適切に監査することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員の報酬等については、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高め、当社の持続的な業績向上に資することを基本方針としています。報酬等の決定に当たっては、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮することとし、定額報酬を基本としつつ、社外を除く取締役については、前年度の当期純利益に役員別係数を乗じて算出した金額を報酬の一部とする業績連動報酬制度を導入しています。また、全役員が報酬から役位別に一定額を抛出し、役員持株会を通じて当社株式を毎月継続的に購入し、取得株式を原則として在任期間中保有するものとしています。このように、全役員の報酬の一部を株価連動型報酬とすることにより、報酬と株主利益との連動性を向上させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に資する報酬体系としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における取締役報酬等の総額は、取締役7名(うち社外取締役2名)に対し、243百万円(うち社外取締役26百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高め、当社の持続的な業績向上に資することを基本方針としています。報酬等の決定に当たっては、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮することとし、定額報酬を基本としつつ、社外を除く取締役については、前年度の当期純利益に役員別係数を乗じて算出した金額を報酬の一部とする業績連動報酬制度を導入しています。また、全役員が報酬から役位別に一定額を抛出し、役員持株会を通じて当社株式を毎月継続的に購入し、取得株式を原則として在任期間中保有するものとしています。このように、全役員の報酬の一部を株価連動型報酬とすることにより、報酬と株主利益との連動性を向上させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に資する報酬体系としています。

個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会でご承認いただいた報酬額の限度内において社長が報酬案を作成し、取締役会において決定しています。取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第61回定時株主総会において、年額4億円以内(うち社外取締役分は5千万円以内)と決議しています。

また、報酬を審議する取締役会の開催前に、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、議案の説明及び意見交換等を行い、それらを踏まえた上で、取締役会において十分に審議し決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部に担当者を設置し、スケジュール連絡等のサポートや各種社内情報の提供を行っています。また、取締役会開催に際しては、検討時間を確保するための資料の事前配布(原則として会日の3日前)や必要に応じて議案等に関する事前説明を実施するほか、経営課題等を共有するための社内会合への出席調整を行うなど、取締役会における審議の活性化に努めています。

また、社外監査役に対しては、監査役会において常勤監査役から情報提供を行うとともに、経理部から決算内容の事前説明を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

< 取締役会関連 >

・経営の基本方針、中期経営計画や単年度事業計画の策定、業務執行取締役の選定など、法令、定款及び取締役会規程で定められた重要事項の意思決定と業務執行の監督を行うために、原則毎月の定時取締役会と必要に応じて招集される臨時取締役会を開催しています。

・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。

・取締役会の構成を社外取締役2名を含む6人体制とし、社外取締役比率を3分の1とすることにより、独立的立場での経営監督機能の向上を図っています。

・社外取締役は、専門知識や企業経営等に関する識見に基づき、株主共同利益の観点を含む客観的立場からの監督機能を担っています。また、当社の経営課題や外部環境に関する認識を共有するため、社長、監査役及び各部署長等との間で開催される会合に出席しています。

・株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役2名全員を独立役員として届け出しています。

・取締役会において十分な審議が尽くせるよう、付議事項及び報告事項に関する資料を原則として会日の3日前までに配布し、検討時間を確保しています。

- ・取締役の報酬決定手続及び役員候補の選定手続において、社外取締役に對する事前説明及び意見交換等を実施しています。
- ・社外取締役及び社外監査役で構成する社外役員会において、定期的に取締役会の実効性を分析・評価し、その結果を取締役に報告しています。

< 業務執行関連 >

- ・取締役会による経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能の分離を進め、コーポレートガバナンスを強化するために、執行役員制度を導入しています。また、執行役員制度の拡充を図るとともに権限委譲を促進し、業務執行の機動性及び効率性を高めることで、事業環境の変化に迅速に対応し得る体制整備に努めています。
- ・常勤取締役及び執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。
- ・内部統制の強化を目的として、管理部門管掌役員を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置しています。

< 監査体制関連 >

- ・監査役会の構成を社外監査役3名を含む5名体制とし、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・監査役5名のうち、常勤監査役及び社外監査役各1名は、財務及び会計に関する十分な知見を有しています。
- ・社外監査役は、その専門知識や企業経営等に関する識見に基づき、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督機能を適切に果たしています。
- ・株式会社東京証券取引所に対し、社外監査役3名全員を独立役員として届け出しています。
- ・監督機能の強化を目的として、監査役は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、経営状況及び事業の遂行状況に関する報告を受けています。
- ・監査役会は、社長、会計監査人及び監査部とそれぞれ定期的な会合を行うほか、年間計画に従い担当役員や各部署長等へのヒアリングを実施することにより、監査の有効性、効率性を高めています。

< 内部監査及び会計監査関連 >

- ・内部監査部門である監査部が、各部署及び子会社を対象とした内部監査を行い、財務報告の信頼性が確保されていることを確認しています。その他に、品質保証部による品質監査及び薬事監査室による薬事監査を実施しています。
- ・有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、決算の時期に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けています。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、林敬子氏と中川満美氏であり有限責任監査法人トーマツに所属しています。会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他6名となっています。

< コンプライアンス関連 >

- ・社会的な倫理規範に加えて、厳しい医薬品業界の法令等を遵守するために、経営綱領に定められた経営信条、行動指針に基づき、コンプライアンス・プログラム(SKKグループコンプライアンス行動規範を含む)を制定するとともに、役員及び社員への周知徹底、理解促進を図るために、コンプライアンス・プログラム・ハンドブックを作成・配布しています。
- ・社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会を設置し、全社規模でコンプライアンス意識を向上させ、実効性を高めるための各種施策を実施しています。
- ・子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況のほか、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項等について当社に対し定期的に報告する旨を規程等で定め、子会社の管理を適切に行っています。
- ・企業経営及び日常の業務執行に関して、必要に応じて社外弁護士から助言、指導を受け適法性を確保しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しています。当社の企業規模及び製薬という専門性の高い事業内容に照らし、社外取締役に含む取締役会が業務執行にあたる役員の職務の執行状況を監督するとともに、監査役会が監査部及び会計監査人とも連携して監査・監督することが、当社のコーポレートガバナンスとして最も実効性が高く適切であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月20日に開催した第72回定時株主総会におきましては、開催日の3週間前に招集ご通知を発送しました。また、発送日の7日前に、当社及び東京証券取引所のウェブサイト上に開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまに出席していただくため、集中日を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月20日に開催した第72回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使システムを利用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年6月20日に開催した第72回定時株主総会より、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を作成し、当社ウェブサイト等に掲載しています。
その他	当社ウェブサイト上に株主総会招集ご通知、決議ご通知及び臨時報告書(議決権行使結果)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社の重要事項を適切かつ速やかに開示することを通じて、上場企業としての責務を果たすとともに、経営の公正性、透明性を向上させ、企業価値の向上を図ることを情報開示の基本方針としたディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイト上に公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの外部カンファレンスへの出展や、証券会社の支店における説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長より業績の概況、次期の見通し、研究開発の進捗状況及び株主価値向上策等を説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	管理部門管掌役員及び研究開発本部長等が、米国や欧州の機関投資家を訪問する海外IRを適宜実施しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算短信、有価証券報告書、プレスリリース、年次報告書及びアニュアルレポート等をタイムリーに掲載しています。また、決算説明会の音声配信、説明会資料も併せて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者2名を置き、管理部門管掌役員が管掌しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営綱領、行動規範及び情報開示基準において規定しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとするステークホルダーの皆さまが、一貫した信頼のおける会社情報を手に入れるよう、ディスクロージャーポリシー及び情報開示基準を策定し、タイムリーかつ平等な情報提供に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制システムの整備を行い、業務の適正確保を図ることで、社会の信頼に応える経営体制を構築しています。当社グループの内部統制システムは、以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役及び使用人(以下、「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。

(2)社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。

(3)社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。

(4)役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。

(5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規定により保存及び管理する。

(2)取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。

(2)各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

(3)リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。

(2)取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。

(3)取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。

(2)当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。

(3)監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

(4)監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。

(5)当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。

(6)当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。

6. 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を与えると同時に、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の役職員は、監査役に対して以下の報告をする。

取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況

法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実

(2)当社の役職員は、監査役に対して稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

(3)子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。

(4)当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

10. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

(2)取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンス・プログラムに基づき、毅然とした態度で組織的に対応することで、当社事業への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除することとしています。

(2)対応統括部署を総務部に置き、所轄の警察署等の外部専門機関や顧問弁護士との連絡を密にするとともに、役職員への周知徹底をはかることで、社会正義の確保に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

- ・大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要なかつ十分な情報を提供させること
- ・大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること

・必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創 公正 夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、2009年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する「グローバル・カテゴリー・ファーマー」として発展することを目指しています。

2009年4月より3か年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、その成果と反省をもとに、2012年4月から第2ステップとして4か年の中期経営計画を策定しました。当計画のもと「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」を目標とし、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに努めてきました。2016年4月からは、最終ステップとして「ACT for the Vision ～10年ビジョンの達成と更なる飛躍～」をキーコンセプトとした3か年の中期経営計画をスタートさせ、事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し「グローバル・カテゴリー・ファーマー」として勝ち残ることを目指してまいります。

(2) コーポレートガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレートガバナンスを重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。当社のコーポレートガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役2名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会による経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能の分離を進め、ガバナンスを強化するために、執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。
- ・監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

(3) 株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。また、2016年7月より社内取締役を対象とした業績連動報酬制度を導入しました。これらにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を定めています。

(1) 大規模買付ルールの設定

- ・株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと

・当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

(2)大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置(以下、「対抗措置」といいます。))について、次のことを定めています。

・対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限り発動すること

・対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。

・対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

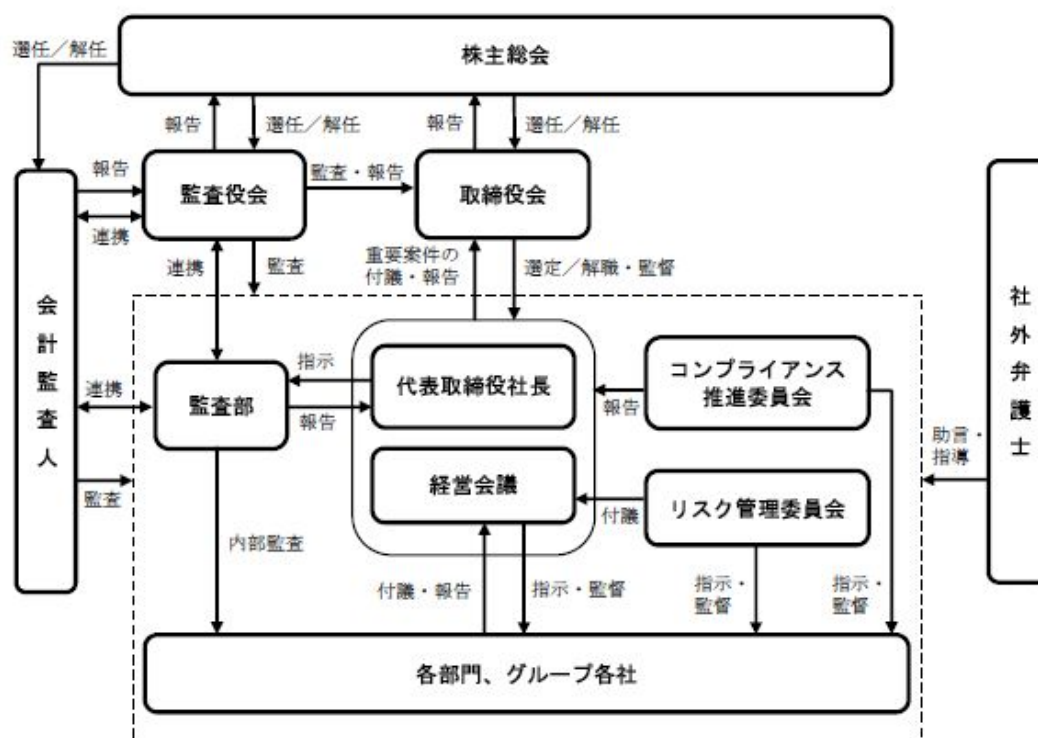
(3)独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

なお、本プランは、2008年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、2011年6月21日開催の第65回定時株主総会、2014年6月24日開催の第68回定時株主総会及び2017年6月20日開催の第71回定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、当社ウェブサイト(ホームページアドレス <http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html>)に掲載しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要図＞



＜会社情報の開示体制図＞

